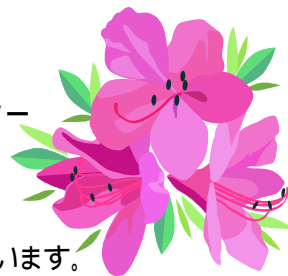


事務センターだより

第36号
H19.5.2
亀山市学校事務センター



爽やかな若葉が目鮮やかです。新年度も一ヶ月が過ぎました。子どもたちも新しい学年にしっかり慣れ、楽しそうな声があちらこちらから響いてきます。事務センターでは、新しいメンバーと新たな担当部署にもようやく慣れ、業務が順調に進んでいます。

旅費精算 済みましたか！

旅費システムを使っての旅行命令書作成・旅費精算になって2年目を迎えました。無事に完了しましたが旅費精算は、月末にまとめて行くと回線が混み合うおそれがあります。出張が終わるたびに、旅費精算をするように、心がけてください。

学校独自コード変更

県教委の旅費予算コードの変更に伴い、今年度より学校独自コードを変更しました。

予算コードの小学校1181 - 01、中学校1183 - 01で精算する一般旅費については学校独自コードはすべて「0001」となります。

予算コードが上記以外のコードのとき、学校独自コードも他のコード番号を使うことになります。

4月当初配布の、「19年度旅費精算について」「旅費制度の概要」を参考にして下さい。



誤って旅費精算をしてしまったら

各校の事務職員が事務センターへご連絡下さい。事務センターの担当者が誤った旅費精算を取り消し、旅行命令書入力時点まで差し戻します。その後、再度精算を行って下さい。

亀山市学校事務センター 電話 82 - 1177

事務センターチェックで誤りが見つかったとき

事務センターで精算された旅費を取り消す処理をします。その後、FAXで本人に連絡をします。再度精算を行い、入力後FAX用紙を各校の事務職員にお渡し下さい。

亀山市学校事務センター FAX 82 - 2766



どうして???



市内の小学校に転任しました。通勤時間帯は国道1号線がすごく混雑するので少し遠回りして通勤することにしました。その経路で通勤届を出したら、「この経路では認定できませんねえ。」と言われました。どうして(?!)???



少しでも早く学校に着きたいという気持ちは痛いほどわかります。しかし、私たち公務員に支給される給料や手当は全て法規で細かく定められています。通勤手当は利便性より経済性が優先されます。

公立学校職員の通勤手当に関する規則第2条第2項に「自動車等の使用距離は、一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。」とあるので、渋滞していてもそれが最短の経路であればその経路での認定となります。

19年度互助会事業より



文化・スポーツ・レジャー施設利用補助金・・・少しだけ補助額がアップしました。

10000円 12000円

入学祝金請求・・・お子様が小学校に入学したときだけ、請求できます。該当者はお忘れなく！

20000円 (今年度より中学校卒業時の卒業祝金は廃止されました。)